

## 4 調査研究の推進（モニタリング・資料保存とその有効活用）

野生動植物の種や生態系を含めた自然環境全般に関する調査研究、情報の整備・提供は、野生動植物の保護とその生息・生育環境の保全に関する対策を検討・実施するうえで重要な基礎資料となるものである。

調査研究や情報の整備・提供に当たっては、関係する様々な分野の最新の研究成果に基づき、調査対象やその手法を検討するとともに、収集・整備された情報をフィードバックして、新たな研究に反映させていくといった相互の協調・補完の関係を強めながら進めることが必要である。

### (1) 調査研究の推進

野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全対策の検討、立案などを行う際は、全国的・全県的な視点と時系列的変動を的確に捉える科学的かつ客観的な情報の収集・整備が必要不可欠である。

しかし、生態系の機構やその構成要素の相互関係、さらには環境の変化や攪乱が生態系の機能や構成要素に及ぼす影響については、なお未解明な部分が多く、各種試験研究機関や大学等において研究が進められ、基礎的データの集積が続けられてきている。

本県においては、今後もより多くの情報を集積するため、調査研究の一層の充実を図る必要がある。

### (2) 情報の整備・提供

#### ア 情報の整備

野生動植物に関する情報の収集・整備・提供を効率的に進めるためには、IT技術を活用した情報の整理、バイオテクノロジーによる遺伝子解析や標本保存技術の活用、新しい調査手法の開発などを進めることが重要である。

こうした最新技術の活用の根源にあるのは、野外での人の手による調査が基本であるため、野外調査や分類、生態研究を担う人材の育成とネットワーク化が重要である。

#### イ 情報の提供

様々な主体が共有している情報を、野生動植物の保護及び生息・生育環境の保全のための対策に役立てていくためには、情報を提供・公開する仕組みを作っていくことが重要と考えられる。

これまで、国の自然環境保全基礎調査の成果については、報告書、地図等の形で提供されているほか、生物多様性情報システム(J-IBIS)によるインターネットを通じた公開も進められ、国の各省庁や本県においても様々な媒体を通じた情報の公開が進められており、今後はこうした情報へのアクセスや相互利用が大切になってくる。

なお、希少野生動植物の分布情報など、公開することにより乱獲や生息・生育地の攪

乱を誘発するおそれのあるものについては、保護・保全の観点から慎重な配慮が望まれる。

### (3) 生物多様性センター（仮称）の設置

地域における情報の整備や人材育成の拠点として、県の調査・教育研究機関(総合科学博物館、博物館、衛生環境研究所等)の果たす役割は極めて重要であるが、将来的には、これらの機関とは別に、野生動植物の調査・研究をはじめ、情報の収集・分析・公表、標本の管理、野生動植物保護に関する普及啓発や人材育成等を一括して行い、自然保護施策を総合的に推進するための拠点施設として、生物多様性センター(仮称)を設置する必要がある。

さらには、これらの調査・教育研究機関及び行政機関、NPO、専門家及び県民の広範なネットワークの形成を図りつつ、野生動植物の保護と生息・生育環境の保全に向けた調査研究の推進及び情報の整備・提供、公表を積極的に進めることが大切である。